

2016年4月制定
2017年5月改定
2022年12月改定
2024年4月改定

「食品表示活用研究会」
会則

(名称)

第一条 本会は、「食品表示活用研究会」と称する。

(所在地)

第二条 本会は、事務局を一般社団法人食品表示検定協会(以下「協会」)におく。

(目的)

第三条 本会は、協会が実施する食品表示検定試験・上級に合格した上級食品表示診断士(以下「上級診断士」)の有志により、有識者等を招いての食品表示に関する理解の向上、会員同士の情報交換の促進による課題解決、食品表示ルールの普及促進、食品表示に関する調査研究の実施などの諸活動を通じて、会員及びその所属組織の発展並びに協会が実施する食品表示検定試験合格者の知識の向上を図り、もって我が国食品表示制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(会員・組織)

第四条 会員は、上級診断士のうち、当会の趣旨に賛同した者とする。

- 2 効率的な運営を図るため、活動方針、予算等検討する世話人会を設置する。
- 3 本会は、本会の目的達成に賛同・支援する関係団体、研究機関、学識経験者、関連情報提供者等をオブザーバーとして、会に参加を求めることができる。
- 4 本会の活動は年度更新とし、運営方針の策定、会員の募集等は原則として年度毎に行う。

(世話人会)

第五条 世話人会を構成する世話人は、原則として、会員の中より立候補又は推薦により選出する。

- 2 世話人の任期は、毎年度4月より1年間とするが、再任を妨げない。
- 3 世話人会を統括する者として、会長1名を置く。会長は世話人の互選により選出する。
- 4 会長は、副会長(1名以上)を選出する。

(活動)

第六条 本会は第三条の目的を達成するため、原則として会員の自主的活動に基づき下記の活動を行う。

- 1) 国内外の食品表示制度等に関する調査研究

- 2) 事業者及び消費者への食品表示に関する講演会、講習会、シンポジウム等の普及啓発活動
 - 3) 食品表示の取組に関する会員間の情報交換
 - 4) その他、本会に相応した活動（研究部門）で会の運営を図る。
- 2 前1項を効率的に実施するため、必要に応じ部会を設置することができる。

(協会との連携)

第七条 前条の活動を含め、『『上級食品表示診断士の会』の運用について』（令和6年4月1日改定（一社）食品表示検定協会）に規定する「活動内容」を尊重しつつ、協会との連携を密にした運営を図る。特に、会の運営にあたって、支障が出た場合又は問題解決が必要となった場合には、協会と相互協力により対応する。

(入会・退会)

第八条 本会の入会又は退会は下記の条項を遵守する必要がある。

社会的信頼を失墜した者等、世話人会として本会会員として相応しくないと認められる者は、入会を拒否することができる。

- 2 退会にあたっては、退会理由を世話人会に提出のうえ、承認を得る。また、本会の決定したルールを破る、社会的信頼を失墜し又は本会の名誉を傷つける等、本会会員として相応しくないと認められた者は、世話人会として退会を命ずることができる。

(会計・会費)

第九条 本会の会計は、会員は無料を原則とするが、運営にあたり、必要に応じて会員が実費を負担する場合がある。

(改廃)

第十条 本会則の改廃は世話人会で協議し、決定する。

(その他)

第十一条 会員は、本会の効果的・効率的な運営を図るため、会場や労力の提供等の協力を努める。

以上